

[事案 24-55] 設計書記載年金額支払確認請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

終身保険に転換した際、募集人からは、保険料払込期間満了後に、将来受け取れる年金額は確定した金額であるとの説明を受けたため、転換したとして、その年金額の確認を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 3 月に利差配当付終身保険に転換したが、その際、募集人からは、提案書を図示しながら、年金払を選択した場合の年金総額は、2000 万円であり、確定額であるとの説明を受けた。生前に受取れる年金額の保証がなければ、転換する必要はなかったため、本契約の年金額がその額になることを確認したい。

<保険会社の主張>

本契約の年金額は、年金支払開始日における責任準備金や社員配当金等の合計額をもとに定められるものであり、年金支払開始日までの経済情勢等によって変動しうるものであるから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、本契約の提案書の記載およびそれに基づく募集人の説明によって、申立人と保険会社の間に申立人主張の年金給付の合意が成立したと主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、その契約内容は約款の記載に従って定められるが、本契約の約款によると、年金額は、責任準備金および社員配当金等を会社の定めるところにより計算した額をもとに、年金支払開始日における会社の定める率によって計算されるものとされている。よって、申立人はあらかじめ確定した年金額の支払いを将来受ける権利を有するものではない。
- (2) 以下の理由により、契約締結時に、募集人が、2000 万円以上の確定した年金額を受領できる旨の説明をしたとの主張を認めることは困難である。
 - ① 提案書の下段にある、10 年確定年金として年金を受領する場合のシミュレーションにおいては、全ての金額が「約」を付けて記載されており、また、将来の支払額を約したのではない旨が明記されている。
 - ② 申立人が募集人から図示されながら説明を受けたと主張する部分は、年金基金充当額を記載したものではなく、終身保険の場合の死亡および高度障害の保障金額を示すものであることは記載上明らかである。